

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、五條市、御所市及び高取町における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和四年四月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

五條市

御所市

高取町

二 調査を行った期間

五條市 平成二十九年四月一日から令和元年八月二十一日まで

御所市 令和元年四月一日から令和三年二月一日まで

高取町 平成三十年四月一日から令和三年三月十日まで

三 成果の名称

五條市（野原中二丁目、野原中五丁目、野原中六丁目及び野原町の各一部）の地籍
図及び地籍簿

御所市大字高天の一部の地籍図及び地籍簿

高取町大字丹生谷の一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

五條市野原中二丁目、野原中五丁目、野原中六丁目及び野原町の各一部の地域

御所市高天の一部の地域

高市郡高取町大字丹生谷の一部の地域

五 認証年月日

令和四年三月十七日